財務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十二号

財務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十八号及び第三十九号を削り、第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十四号までを二号ずつ繰り上げ、第四十五号の前に次の二号を加える。

四十三　地震再保険事業に関すること。

四十四　地震再保険特別会計の経理に関すること。

第十一条の見出し及び同条第一項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「政策の評価」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進」に、「に参画し、」を「並びに調整に関する事務並びに」に改める。

第十九条中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とする。

第二十条中第十一号を第十三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　地震再保険事業に関すること。

七　地震再保険特別会計の経理に関すること。

第三十条中「一人」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改める。

第三十六条中「参事官は」の下に「、命を受けて」を加え、「つかさどる」を「分掌する」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（地震保険に関する法律施行令の一部改正）

2　地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「政策金融課」を「信用機構課」に改める。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十三号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、第二十条第三項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第十号中「並びに同条第三項に規定する業務」を削る。

第十八条の見出し及び同条第一項中「総合政策・政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に改め、同条第三項中「総合政策・政策評価審議官」を「政策立案総括審議官」に、「総合的かつ基本的な政策及び政策の評価に関する重要事項の企画及び立案」を「合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整」に改める。

第十九条第一項中「七人（うち一人は、」を「八人（うち一人は検察官を、一人は」に改める。

第百二十七条の二第三号中「並びに同条第三項に規定する業務」を削る。

第百三十条中第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　政府管掌年金事業等の統計及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関すること。

第百三十条の二中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第百三十一条第一項中「六人」を「四人」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年七月三十一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百二十四号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三十年十月一日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は同年八月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　野田　聖子

財務大臣　麻生　太郎